

令和9年度
入所申請のしおり



社会福祉法人浴光会
学童保育所かがやき



I 学童保育所かがやきの事業概要

学童保育所かがやきでは、保護者の就労等の理由により、放課後などの昼間、適切な監護を受けられない児童が安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名 称 社会福祉法人 浴光会 学童保育所 かがやき
所 在 地 国分寺市東恋ヶ窪 2 丁目 17-2 特別養護老人ホームかがやき内
電 話 042-316-8880
F A X 042-316-8899

1 利用対象児童

次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- ① 市内在住の小学1年生～3年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない児童。
集団生活を行うことができること。
- ② 市内在住の小学1年生～6年生で、保護者の労働等により昼間適切な監護を受けられない、かつ心身に障がい有する児童。

※入所要件②で申請する方は、以下の2点も必要です。

- ・ある程度集団に馴染むことが可能であると認められること（入所基準の定めがあります）。
- ・一人で通所できるか、保護者またはそれに代わる者が送迎できること。

2 開所日

- ① 開所日 月曜日から土曜日までの毎日
- ② 休所日 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）。
その他、国分寺市及び学童保育所かがやきが必要と認めた日

地震・集中豪雨・大雨等により、お預かりしている児童等に危険が及ぶことが見込まれる場合、施設被害により受け入れが困難な場合、感染症の感染拡大が見込まれる場合などには、安全確保のため必要に応じて休所する場合があります。

3 保育時間

月曜日～金曜日	放課後～午後7時
土曜日、学校休業日	午前8時～午後7時

※学校休業日＝夏休み等の長期休業日（三季休業）、行事振替日等

4 募集定員 定員 40 名（令和9年度新1年生 13～14名）



5 学童クラブ費（市の基準に準じる）

税 額 等 に よ る 階 層 区 分	費 用 徴 収 基 準 月 額	
	第1子	第2子以降
生活保護法（昭和25年法律第144号）による非保護世帯（単給世帯含む。）	0円	0円
前年度の市町村民税非課税世帯	0円	0円
前年度の市町村民税の課税標準額（世帯員のそれぞれの課税標準額（前年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有しなかった世帯員においては、別に定める基準により算定した市町村民税の課税標準額に準じた額）を合算した額とする。以下同じ。）が1,500,000円未満である者	2,500円	2,000円
前年度の市町村民税の課税標準額が3,000,000円未満である者	3,500円	2,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円未満である者	5,500円	3,500円
前年度の市町村民税の課税標準額が5,000,000円以上である者	7,500円	4,500円

※三季休業保育のクラブ費徴収月は、4月、8月、1月です。

※同一世帯において学童に在籍の児童が1人であるときは、第1子とし、学童に在籍が2人以上であるときは、年齢の順により第1子、第2子（第3子以降も含む。）となります。

※学童クラブ費の納入は、口座振替をご利用いただきますようお願いいたします。

※期限までに納入いただけない場合は、やむを得ず裁判所に支払い督促の申し立ての手続きを行う場合があります。

※1日付1ヶ月単位で休所の場合は、学童クラブ費が免除になります。

※おやつ代は学童クラブ費のなかに含まれております。

6 入所の要件（市の入所要件に準じる）

分類	保護者の勤務等の状況
居宅外労働 (自営も含む)	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務 上記の勤務時間は通勤時間を含めます
居宅内労働	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後3時以降の勤務 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上かつ午後4時以降の勤務
三季休業保育 (春夏冬休み期間 のみの保育)	1年生・・・月12日以上、日中4時間以上の勤務 ただし、午後3時未満の勤務も可 2・3年生・・・月12日以上、日中4時間以上の勤務 ただし、午後4時未満の勤務も可 上記の勤務時間は通勤時間を含めません ※求職要件での申込みはできません
求職	上記居宅外労働と同等の時間・日数の求職活動を年度中1回 退職月の翌月から3ヶ月間のみ承認
出産	出産予定日をはさんで前後各2ヶ月、最大計5ヶ月間
疾病	医師が必要と認める期間（概ね1ヶ月以上）
心身障がい者	身体障害者手帳 1級～4級 精神障害者保険福祉手帳 1級～3級 愛の手帳 1度～4度 各種障害者手帳のいずれかを所持している場合
看護・介護	疾病、その他障がいを持っている家族の看護・介護にあたっている場合 ※日数・時間は居宅内労働・居宅外労働に準じます 例）・自宅で常時介護をしている ・通院、通所等に付添いを必要とする など
就学	就労技能習得のために在学する場合（居宅外労働に準じます）
特例	天災等特別な事情により保育が必要な場合

※ 求職申請の方は、勤務先が決まりしだい早急に勤務証明書の提出をお願いします。

※ 育児休業期間中の保育はできません。

Ⅱ 令和9年度学童保育所かがやき 募集要項

- 1 申請受付 令和8年11月2日(月)～11月13日(金)(日曜・祝日を除く)
 受付時間 平日 午前10時30分～午後7時 / 土曜日 午前8時～午後3時

【提出方法】保護者が「学童保育所かがやき」へ持参してください。

受付時に家庭の状況や添付書類の確認をしますので、お子さまを経由しての提出、郵送、および代理人の提出は受付いたしません。

【持ち物】入所に必要な書類、印鑑(訂正印として使用していただく場合があります。)

【入所申請有効期間】令和9年4月1日～令和10年3月31日

※ 4月1日から保育希望の場合は、必ず受付期間内に申請してください。

※ 記入漏れ、関係書類の不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。

2 提出書類

(1) 学童保育所入所申請書(裏面もご記入ください)

(2) 入所要件確認に必要な書類(市へ提出する書類の写しでも可。)

状況		提出書類
就 業 休 業 保 育 児	居宅外	・勤務証明書(入所希望日初日から3ヶ月以内(4月入所希望については申込日から3ヶ月以内)に発行したものが有効) ・通勤経路・通勤時間申出書
	居宅内	・勤務証明書(入所希望日初日から3ヶ月以内(4月入所希望については申込日から3ヶ月以内)に発行したものが有効) ※別途追加書類の提出をお願いする場合があります
求職中		・申立書 ・求職活動を行っていることがわかる書類
出産		・申立書・母子健康手帳の写し(出産予定日のわかるもの)
疾病		・医師の診断書(3ヶ月以内に発行したもの)
障がい		・各種障害者手帳の写し
看護・介護		・申立書 ・看護、介護の必要があることの証明書類(診断書等) ※別途追加書類の提出をお願いする場合があります
就学		・在学証明書 ・時間割 ・通勤経路・通勤時間申出書
特例		・罹災証明書等

(3) 学童クラブ費算定に必要な書類(市へ提出する書類の写しでも可。)

状況	提出書類	
令和8年1月1日現在、国分寺市民であった方	提出は不要です	
令和8年1月1日現在、国分寺市民でなかった方 ・保護者それぞれについて提出が必要になります。 ・被扶養者も非課税証明書が必要です ・源泉徴収票では課税標準額が算出できません	課税の方	令和7年1月1日から令和7年12月31日の収入に係る、令和8年度課税標準額・市民税の所得割額・均等割額がわかるもの (例) ・令和8年度市(区町村)・都(県)民税課税証明書 ・令和8年度市(区町村)・都(県)民税特別徴収税額通知書
	非課税の方	・令和8年度市(区町村)・都(県)民税非課税証明書
生活保護世帯の方	受給者証明書(生活福祉課で発行)	
令和8年1月1日時点で、日本国内に住所を有しなかった方	海外在住時に収入があった方	令和7年1月1日から令和7年12月31日の収入を証明できる書類 (例) 勤務先作成の「給与支払証明書」
	海外在住時に収入がなかった方	収入がなかった旨を記載した申立書 ※市HPの記入例を参照し、市様式の申立書をご使用ください。

(4) 個人情報及び写真・動画掲載に関する確認同意書

※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日の収入に係る住民税を申告していない場合は、必ず申請前までに住民税の申告を行ってください。

※ きょうだいで学童に入所する場合(1)の申請書は1人につき1枚必要です。

※ 入所申請書以外の書類は、各1部で兼用できます。

3 申請書記入上の注意

- ・ 必ず黒インクまたは黒ボールペンを使用してください。
- ・ 書き間違えたときは、二重線で訂正し押印してください。修正液等での訂正はしないでください。

【同居の家族】

申請児童本人を除くすべての同居者名を記入してください。

【春、夏、冬休み期間のみの保育を希望される方】

保育開始希望年月日欄にある「三季休業保育のみ希望」に○をしてください。

- ※ 入所申請内容に誤りがあったときは、入所資格を取り消す場合があります。
- ※ 申請内容に変更が生じた場合、または取り下げる場合は至急ご連絡ください。取り下げる場合については「学童保育所入所申請取り下げ届」の提出が必要となります。

4 利用申請から承認まで

(1) 申請時期と利用の決定

審査の結果、入所の基準に該当する方については、順次利用承認し、郵送でお知らせいたします。
定員を超えている場合には、ご希望通りに利用できないことがあります。

【入所選考の基本的な考え方について】

定員を超えて申し込みがあった場合は、次の点を総合的に考慮し、入所を決定します。

- ① 保護者の就労時間等により、保育の必要性が高いこと。
 - ② ひとり親世帯であること。
 - ③ 兄弟数が多い児童であること。
 - ④ 市町村民税の課税標準額の低い世帯であること。
 - ⑤ 兄弟が学童保育所かがやきに通っていること。
 - ⑥ 浴光保育園卒園児であること。
 - ⑦ 学童保育所かがやきの見学会に参加していること。
- ※ 審査の際に、添付書類の内容確認等のためご自宅へ連絡させていただくことや、追加書類のご提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 障がい等により、保護育成に特別の配慮を要する児童の受け入れ

申請にあたっては、保護者の方からお子様の状況についてお話を伺い、必要に応じて保育園・幼稚園や利用施設に養育状況等、確認をさせていただきます。障がい状況や施設状況によって、希望する学童クラブの変更等についてご相談させていただく場合がございます。

なお、クラブの利用についてご心配・ご不安がある方には事前相談を行っていますので、ご利用ください。

5 提出書類の内容確認について

利用審査及び学童クラブ費判定の際に、市を通じて住民登録状況や課税状況等を確認させていただきます。
ご了承ください。

6 年度途中の申請について

定員に空きがある場合に受け付けます。学童保育所かがやきへお問い合わせください。

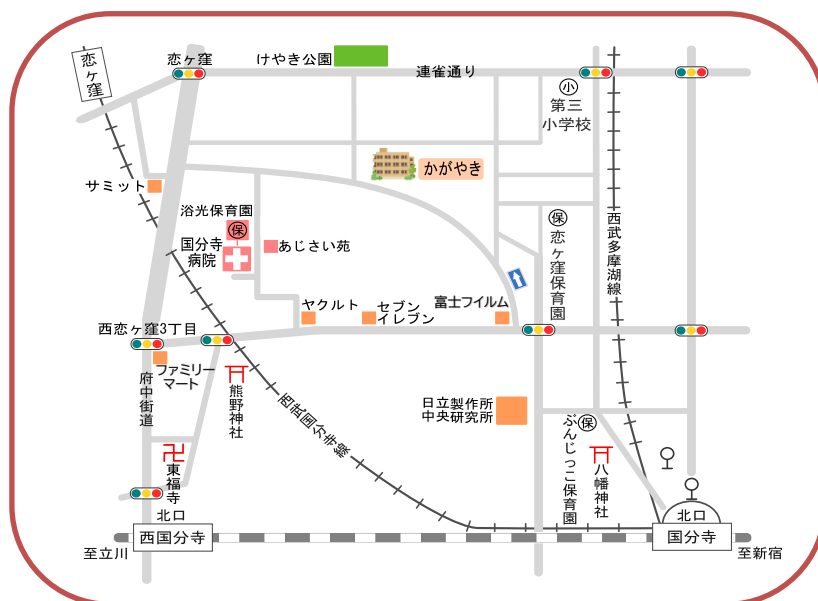
7 見学会について

学童保育所かがやきの見学会を下記の日程で設けております。施設や様子をご覧いただきたいと思いますので、当学童のご利用をお考えの方は是非お子様と一緒にご参加下さい。ご希望される場合は、お電話にてご予約をお願いします。

10月20日(火) 10月29日(木)

全日18:00より30分程を予定しております。

学童保育所かがやきへのアクセス



- ▶ JR 中央線「国分寺駅」より徒歩 10 分
- ▶ JR 武蔵野線「西国分寺駅」より徒歩 18 分
- ▶ 西武国分寺線「恋ヶ窪駅」より徒歩 15 分
- ▶ お車の場合
府中街道「西恋ヶ窪 3 丁目」より入り踏切を渡り、富士フイルム先の一方通行を
左折し、道なりに 280m

社会福祉法人浴光会

学童保育所かがやき

〒185-0014

東京都国分寺市東恋ヶ窪 2 丁目 17-2

電話 : 042-316-8880

FAX : 042-316-8899

E-MAIL

kagayakigakudou@yokukou.net

HP

<https://gakudou.yokukoukai.net/>

